

児童手当新規認定請求について（離婚・離婚協議中）

※手続きは福祉推進係（総合福祉センター内）で受け付けます。

○ 離婚協議中の方

※認定には、住民票において父母が別居していることが前提です。（対象児童と同居優先）

※現受給者（配偶者）の方に、支給先へ児童手当受給事由消滅届の提出をしていただきます。

- 児童手当認定請求書
- 児童手当等の受給資格に係る申立書
- 請求者名義の通帳 または キャッシュカードの写し
- 離婚協議中であることを明らかにできる下記等の書類いずれか
 - ・協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本 ・調停期日通知書（呼出状）
 - ・家庭裁判所における事件係属証明書 ・調停不成立証明書
 - ・離婚協議の際に弁護士等第3者から申請者に宛てた離婚協議の進捗状況に係る報告書等

○ 離婚された方

※認定には、住民票において父母が別居していることが前提です。（対象児童と同居優先）

※現受給者（元配偶者）の方に、支給先へ児童手当受給事由消滅届の提出をしていただきます。

- 児童手当認定請求書
- 児童手当等の受給資格に係る申立書
- 請求者名義の通帳 または キャッシュカードの写し
- 離婚の事実が記載された下記等の書類いずれか
 - ・離婚受理証明書 ・戸籍謄本 ・児童扶養手当証書（転入前市区町村発行のもの）

● 個人番号（マイナンバー）関係で必要なもの

- 個人番号がわかるもの（請求者分）
 - ※ 個人番号カード・個人番号通知カード・個人番号付住民票など
- 本人確認書類（窓口来庁者分）
 - ※ 運転免許証・個人番号カード・パスポートなど顔写真付のもの
（顔写真付のものがない場合は、健康保険証と年金手帳等の2つが必要です。）

● 児童・乳幼児福祉医療に係る登録内容変更について

離婚協議中や離婚によって住所等の登録内容に変更があった場合は別途申請が必要です。

提出・問い合わせ先

〒389-0502 東御市鞍掛 197 総合福祉センター 福祉課 福祉推進係
TEL 64-8888 ・ FAX 64-8880